

ID: 234

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	入院助産決定の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市入院助産施設条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第141号		
<p>【根拠条文】 (取消し) 第7条 市長は、入院助産を決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 該当する健康保険等により医療給付及びその他の給付が受けられるとき。 (2) その他入院助産の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日